# 美祢市地域公共交通計画策定支援業務　公募型プロポーザル実施要領

## 1　趣旨

本実施要領は、「美祢市地域公共交通計画策定支援業務」に係る最優秀提案者（受託候補者）を公募型のプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2　業務の概要

（1）　業務名　令和８年度美祢市地域公共交通計画策定支援業務
（2）　業務主体　美祢市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）
（3）　業務内容　別紙「令和８年度美祢市地域公共交通計画策定支援業務（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
（4）　委託期間　契約締結日から令和９年３月31日まで
（5）　委託上限額　2,431千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3　参加資格要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（1）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項又は第２項に規定する者でないこと。
（2）　参加表明書類の提出日において、令和７・８年度美祢市競争入札参加資格者名簿（一般業務）の大分類「計画策定業務」小分類「交通計画」に登録されている者であること。
（3）　参加表明書類の提出日において、美祢市から競争入札に係る指名停止措置を受けていない者であること。
（4）　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行なわれた者でないこと。
（5）　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は各条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
（6）　過去５年度間（令和3～7年度）において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した地域公共交通に関する計画策定業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。

## 4　実施スケジュール

| 内 容 | 日程・期限 |
|---|---|
| 1 公募開始 | 令和 8年 9月14日（月） |
| 2 質問書の提出期限 | 令和 8年 9月28日（月）15時必着 |
| 3 質問書の回答期限 | 令和 8年10月 1日（木） |
| 4 参加表明書提出期限 | 令和 8年10月 7日（水） |
| 5 企画提案書提出期限 | 令和 8年10月23日（金）17時必着 |
| 6 審査・プレゼンテーション | 令和 8年10月30日（金）（予定） |
| 7 選定結果通知 | 令和 8年11月 2日（月） |
| 8 契約締結 | 令和 8年11月 2日（月）以降 |

※上記日程は変更する場合がある。

## 5　応募方法

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募すること。

(1)　提出先及び提出期限

①提出先　〒759-2292　美祢市大嶺町東分 326 番地 1
　美祢市地域公共交通協議会議事務局
　（美祢市役所総務企画部地域振興課内）

②提出期限 令和 8 年 10 月 23 日（金）17 時まで

③提出方法 持参又は郵送。ただし、PDF データは、電子メールにて提出すること。

※持参の場合は、8 時 30 分から 17 時まで（土日、祝日を除く。）とする。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

※PDF データは、提出様式ごとにデータ化し、ファイルの名称を、「様式名」+「(半角アンダーバー)」 + 「事業者名」と付すこと。(例:参加表明書_●●株式会社)

(2)　提出書類

ア　参加表明書類 【各 1 部及び PDF データ】

①参加表明書(様式第 1 号)

②会社概要書(様式第 2 号)

※会社概要の分かるパンフレット等があれば別途、提出すること。

③業務実績書(様式第 3 号)

④業務実施体制調書(様式第 4 号)

⑤担当技術者経歴書(様式第 5 号)

イ　企画提案書類 【各 1 部及び PDF データ】

①企画提案書表紙(様式第 6 号)

②企画提案書

様式、縦横の向き、ページ数は自由。文字サイズは、11 ポイント以上(ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字は、この限りでない。)。ページ番号を付すこととし、A4 サイズとすること (A3 の折込は可)。企画提案書は、仕様書及び評価基準表に沿った内容とし、仕様書の業務内容の項目ごとに具体的に作成すること。その際、業務の方針及びスケジュールのほか、業務ごとの役割分担を提案すること。

③見積書

様式は任意とする。ただし、令和 8 年度の見積価格及び業務の積算内訳を明示した明細を記載又は添付すること。

④参考企画提案書

美祢市地域公共交通計画策定支援業務は、令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 か年にかけて実施するものであることから、参考として令和 9 年度美祢市地域公共交通計画策定支援業務仕様書をもとに参考企画提案書を提出すること。作成に当たっては、上記②企画提案書と同様の方法により作成すること。

⑤参考見積書

様式は任意とする。令和 9 年度美祢市地域公共交通計画策定支援業務仕様書をもとに、令和 9 年度も継続する場合に必要な経費の見積価格及び業務の積算内訳を明示した明細を記載又は添付すること。

## 6　質問書の受付及び回答

応募に係る質問がある場合は、質問書(様式第 7 号)を提出すること。

(1)　受付期限 令和 8 年 9 月 28 日（月）15 時まで

(2)　提出方法 電子メールで美祢市地域公共交通協議会議事務局（美祢市役所総務企画部地域振興課内：mail:koutsu@city.mine.lg.jp）宛てに提出すること。

(3)　回答方法 質問受付後、電子メールで回答する。

## 7　審査方法及び受託候補者の選定

(1)　審査方法　庁内に設置するプロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(2)　選考方法　提出された書類及びプレゼンテーションの内容により、選定委員会において、「別紙 1　審査基準表」に基づき採点を行い、各委員の評価点数の合計が満点の 6 割以上である提案事業者のうち、最も高い点数を獲得した提案事業者を受託候補者として選定する。この

場合において、最高得点の提案事業者が複数あったときは提案金額が最も安価な者を受託候補者として選定し、それでもなお決定しないときは選定委員会の協議により受託候補者を選定する。

なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合又は失格事項に該当した場合は、次点者を受託候補者として選定する。

ア　開催予定日　令和 8 年 10 月 30 日（金）

※実施順及び時間割等は、別途通知する。

イ　開催予定場所　美祢市役所 301 会議室

(美祢市大嶺町東分 326 番地 1)

ウ　プレゼンテーションは対面で行い、実施者の出席は 3 人までとする。提案説明は、主として本業務に取り組む者が行うものとする。

エ　所要時間 40 分(準備 5 分、説明 20 分、質疑 10 分、片付け 5 分)

オ　機材 大型モニター (HDMI 接続) は協議会で用意するが、パソコンその他必要な物品は提案事業者が用意すること。

## 8　審査結果の通知

選考結果は、選考終了後に全ての提案事業者に通知する。なお、審査の経緯については、公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 9 契約に関する事項

(1)　協議会は、受託候補者を本業務に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、提出された企画提案書類、提案されたプレゼンテーションに基づき、業務の詳細内容を協議の上、必要な契約を締結する。

(2)　本業務の仕様決定に当たり、受託候補者に対し、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1)　提出された書類に虚偽の記載があった場合

(2)　本実施要領に違反があった場合

(3)　プレゼンテーションに参加しなかった場合

(4)　参加表明書類の提出の日から契約締結の日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(5)　その他審査において、本業務の遂行に不適当と認められた場合

## 11　その他

(1)　提案事業者は、参加表明書類の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
(2)　本プロポーザルに係る費用は、全て応募者の負担とする。
(3)　提出された書類は、本プロポーザルにおける参加資格の確認及び受託候補者の選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、保存等を行う。
(4)　提出された書類は返却しない。なお、本プロポーザルに係る情報の開示請求があった場合は、美祢市情報公開条例に規定する不開示情報に該当すると認められるもの以外を開示する。
(5)　参加表明書類の提出後、都合により本プロポーザルに参加しないこととなった場合は、参加辞退届（様式第８号）を提出すること。
(6)　提案事業者が１者のみであっても、当該事業者が参加資格を有する場合は、本プロポーザルを実施する。
(7)　この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義が生じた場合は双方協議によりこれを定めるものとする。

## 12　担当部署（提出先）

美祢市地域公共交通協議会事務局（美祢市総務企画部地域振興課）
住所：〒759-2292　山口県美祢市大嶺町東分 326 番地１
電話：0837-52-1128
ＦＡＸ：0837-53-1959
E-mail：koutsu@city.mine.lg.jp

別紙1

# 審 査 基 準

1　評価項目及び配点表

| 評価項目 | 評価事項 | 配点<br>（100点） |
|---|---|---|
| ①業務実績の評価 | | |
| 実績・経験 | ✓同種・類似業務の受託実績があるか。<br>✓業務遂行に十分な経験があるか。 | 20点 |
| ②企画提案内容 | | |
| 実施体制 | ✓業務遂行に十分な体制が確保されているか。安定した業務実施体制、サポート体制が見込めるか。<br>✓総括責任者及び担当者の経験年数と実績、コミュニケーション能力は十分か。 | 20点 |
| 業務の理解度 | ✓本業務の趣旨を理解し、美祢市の現状、特性、課題を十分に理解しているか。<br>✓地域公共交通の活性化及び再生に関する法律や地域公共交通計画を熟知しているか。 | 20点 |
| 企画提案内容 | ✓企画提案が的確で、客観的な指標等が設定できる内容となっているか。<br>✓スケジュールは適正か。 | 20点 |
| 説得力姿勢 | ✓知識や経験、根拠等に基づいた説得力のあるプレゼンテーションか。<br>✓業務への意欲・積極性はあり、実現の可能性はあるか。 | 10点 |
| ③見積金額の評価 | | |
| 価格評価 | ✓業務に対して、見積金額が適切か。 | 10点 |

※審査に当たっては、業務の継続性の観点から令和8年度及び令和9年度の企画提案書、見積金額をもとに審査する。

2　評価点数

| 評価 | 10点配点 | 20点配点 |
|---|---|---|
| とても優れている | 10 | 20 |
| 優れている | 8 | 16 |
| 普通 | 5 | 10 |
| 劣る | 3 | 6 |
| とても劣る | 1 | 2 |

3　最低水準点

提案採点（平均点）結果が、60点未満（満点の6割未満）の場合は失格とする。